

業務連絡

2020年12月28日
JR東海労新幹線関西地本
編集 業務部 No.10

2020年12月22日、新大阪日之出会議室において「申」第14号について、会社は団体交渉の開催を拒否し、会社側幹事から口頭による回答がありました。

以下、組合の申し入れと会社回答。

「特例」としての年休発給についての申し入れ

7月13日、大阪第二運輸所の今田組合員は、8月21日に開催される本人訴訟の裁判に参加するために年休時季指定を行った。

8月5日、岡本関西支社係長より笹田副委員長へ連絡があり、「今回は特例として年休順位に関係なく年休を出す」との内容であった。

会社による年休の時季指定に対する「特例」としての取り扱いは労基法39条を無視した取り扱いであり、労働組合としては看過できない。労働者による時季指定をいよいよに特例扱いしたことに対してここに抗議するものである。

1. 岡本係長が今田組合員の年休の発給について、組合の窓口である笹田副委員長に連絡してきた理由と目的を明らかにすること。

【会社回答】時季変更権を行使しないことを会社で判断した結果、8月5日に年休となることを伝達したものである。

2. 岡本係長による「今回は特例として年休順位に関係なく年休を出す」の「特例」とは労基法39条を無視した取り扱いであると考え。会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】法令等に則って適切に対応している。

3. 岡本係長による「今回は特例として年休順位に関係なく年休を出す」の「年休順位に関係なく」とは、この間、会社が主張し、運輸所で行っている年休順位制度との関係上、矛盾するものである。会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】会社として状況に応じて適切に判断している。

4. 岡本係長が笹田副委員長に連絡した8月5日は、運輸所で実施している年休確定5日前とは矛盾するものである。会社の見解を明らかにすること。

【会社回答】1項と同じ。

5. 会社は、労基法39条（年次有給休暇）を遵守し、年休の時季指定に対して速やかに年休を発給すること。

【会社回答】2項と同じ。

6. 裁判は社会通念上、原告や証人が必ず参加をすることが当たり前であり常識である
と考える。その常識に添って会社も関係者の参加を保障するよう最低限の協力を取
るべきである。よって、今後は裁判関係者の勤務手配は優先に実施し、時季指定し
た年休は優先休暇として取り扱うようにするべきである。会社の見解を明らかにす
ること。

【会社回答】法令等に則っており適切に対応している。年休申込みがあれば状況に応
じて適切に対応するが、必ず年休となるかは確約できない。

若干のやりとり

組合：会社が判断した特例とは、どういうことなのか。

会社：年休を申し込むのは個人の権利であるが時季変更権は会社が判断するものである。

会社として8月5日に時季変更権を行使しないということを決めたと言うこと。

組合：運輸所では5日前に判断するのではないのか。なぜ今回は扱いが違うのか。

会社：会社として特例的に時季変更しないことを判断したので、決まったタイミングで伝
えたと言うこと。

組合：要員需給的に、この日の年休は確約できると判断できたと言うことなのか。

会社：本件については、特例的に時季変更をしないことを判断した。

組合：何で私に連絡してきたのか。

会社：会社として必要だと判断したので連絡した。

組合：年休の判断は支社ではなく、現場で判断するものではないのか。

会社：時季変更権は会社が判断することで、今回の対応に問題があるとは考えていない。

組合：今回は現場で判断し支社に連絡があり、支社から私に連絡があったということか。

会社：会社として判断したこと。

組合：通常年休は現場で判断するが、今回は裁判ということで特別な判断をしたと言う
ことなのか。

会社：会社として特例的に時季変更しないと判断した。

組合：その判断は現場、支社どちらが判断したのか。

会社：現場も支社も会社である。会社が判断したこと。

組合：今回は年休順位制度には関係ないと言うことなのか。

会社：今回は年休順位によらず特例的に時季変更をしないことを判断した。

組合：特例的とは優先休暇ということなのか。

会社：優先休暇にはならない。

組合：今回は特例として会社が時季変更をしないことを判断したと言うことか。

会社：会社として今回は特例的として時季変更を行使しないことを判断した。

以上